

保護課・保護総務課へ。

回答が遅くなってしまいましたが、今から順次書き送っていきますので、ご覧下さい。

まずは、問題があると感じた、⑩の部分についてです。

<〇〇さん整理>

⑩ 「門真市の嘱託医である〇〇先生」は、門真市医師会の会長「〇〇」先生ですか。

もしそうなら、連絡先がわからないというのは、門真市の職員としてごまかしているとしか聞こえません。

<市の回答案>。

今回のケースにおいて、嘱託医の基本的な情報として医師会会長であることは認識していたものの、〇〇の〇〇クリニックの医師であるか否かは確実な判断が出来なかったため不十分な対応となってしまいました。

今後は、嘱託医の詳細な情報も周知してまいります。

<〇〇の指摘>

そもそも〇〇さんは、メールで次のように指摘している。

↓↓↓

また、何度も、〇〇さんに「〇〇先生」と話がしたいと言いましたら、何度か電話を保留されましたが、連絡先を教えてくださいませんでした。

何度言っても聞く耳を持ってもらえなかったです。

「〇〇先生」は、〇〇にある「〇〇クリニック」の先生ですかって聞いても回答がもらえませんでした。

■従って、問題とすべきは、

「〇〇KCは、〇〇さんが何度問い質しても、『〇〇先生の正体』を回答拒否した」という事であり、

なぜこんな、非礼で不当な情報隠しを不利益処分当事者に行なったのか、という事です。

そして、こんな、非礼で不当な情報隠し対応を「良し」としたのは、誰と誰の判断だったのか、

保護課および保護総務課内で、どういう伝達・指示があったのか？、という事です。

(保護総務課は全く関知していなくて、保護課だけの判断だったのか?)

■「必ず記載すべき事実項目」としては、

(1) ○○さんが、何度も「○○先生」と話がしたい（ので連絡先を教えてください）と求めたり、

「○○先生」は、○○にある「○○クリニック」の先生のことですか、

と問い質したりしたにも拘わらず、

担当職員（＝○○K C）は頑として○○さんの要求に応えず、門真市の嘱託医の医院名も連絡先も教えなかった。

(2)この回答拒否対応は、○○K Cの独断ではなく、○○K Cが担当班の仲間や上司に相談した上で実行されたものである。

・・・○○K Cの電話対応を背後で指示した上司は誰と誰か？

この件に保護総務課も関与していたか？ 関与したとすれば誰と誰か？

(3)そもそも保護課職員は、「嘱託医の意見」と密接に関わって業務を行なっているのだから、「嘱託医の氏名・勤務医院・その電話番号や所在地」を即答できるようにしておく（記載した文書をすぐ見れるようにしておく）のが当然である。

しかるに本件では、○○K Cにも、その班にも、保護課や保護総務課にも、そのような「当然の職務意識」が欠如していたので、

「○○さんの質問に回答しなくても問題ない」、という対応を行った。

※ そういう「当然の職務意識」をもつどころか、「当事者に嘱託医の氏名・勤務医院・その電話番号や所在地を教えるのは良くない」、という意識を反射的に抱いて対応した疑いが極めて濃厚である。

▲▲従って、今回の回答案のような、

「今回のケースにおいて、

嘱託医の基本的な情報として医師会会長であることは認識していたものの、

○○の○○クリニックの医師であるか否かは確実な判断が出来なかったため

不十分な対応となってしまいました。」

という記述は断じて許せない！ この期に及んでふざけるのも大概にしろ！と憤激する。

(1)「嘱託医の意見」を錦の御旗にして○○さんに「一方的突然の不利益変更」を実施し おきながら、○○さん担当K Cが、

「嘱託医が○○の○○クリニックの医師であるか否かは確実な判断が出来なかった」

で許されるのか！？

(2) ○○さんが再々問い質しても回答拒否した事が、「不十分な対応となっ  
てしまい」で済まされるのか!?

(3)担当KCが即答できなくとも、ちょっと調べればすぐに判明する事柄であり、回答義務のある事柄について、保護課（・保護総務課）ぐるみで回答拒否した事が、  
「囑託医が○○の○○クリニックの医師であるか否かは確実な判断が出来な  
かった」  
で許されるのか!?

~~~~~

とりあえず⑩部分について。以下順次書き送ります。

8/29(火)11:11 ○○ ○○

\*\*\*\*\*  
\* ○○（門真市議・○○「○○」） ○○○○○○  
\* ○○HP <http://www.○○○○○○>  
\* 事務所；大阪府門真市○○○○○○○○○  
\* TEL；○○-○○○○-○○○○ FAX；○○-○○○○-○○○○  
\*\*\*\*\*

保護課・保護総務課へ。

じっくり考えてみると、冒頭の「経過説明」の部分自体に、おかしなところが沢山ありますので、以下に指摘します。

1：そもそも線維筋痛症においては、「1年半やそこらで改善されていない」事をもってその治療を「無意味」だと判定する事自体が間違いではないか？  
「悪化しなかった」事を持って「効果がある(可能性がある)」と考えるべきではないか？

2：「門真市自身が2015年に針灸訪問治療を、いろんな検討の上で承認した事の重み」を全く考えずに、線維筋痛症に詳しくない医師の判断に即時に追随するおかしさ。

3：「市の2015年判断に逆行」し、かつ「患者への不利益変更」であるにも拘わらず、市自身が主治医の意見や患者の意見を聞くことを全く考えずに、「主治医の意見について客観的記録を残す」事も全く考慮せず、

「主治医が属する区医師会の副会長に電話して伝達する」、  
しかもそれは「主治医の意見をしっかり聞く」ものではなく、線維筋痛症に不案内な  
嘱託医の一方向的な「針灸訪問治療の停止判断」を一方向的に「伝達する」だけのもの  
としてあった。

▲当初の〇〇面談では「〇〇区医師会の会長」と言っていたのではないか？  
「会長」なのか、「副会長」なのか？

4：門真市嘱託医の〇〇医師は、「〇〇区医師会副会長が主治医の〇〇医師にちゃんと  
話を伝えたかどうか」の確認すらせずに、「自分の判断が伝達されたはずだから」、  
という、極めて無責任で権力主義的な姿勢で（＝主治医の異論を聞いて考えてみよう  
とする姿勢は皆無！）

市に対して「〇〇さんへの針灸訪問治療の停止」を指示した。

5：市は〇〇医師の、このいい加減な「指示」を受けて、「主治医も同意してくれました  
か」  
とか、「副会長を通じた主治医との同意は取れましたか」、という「当然行なう  
べき確認」を全くせずに、

▲そのような確認をする必要性自体、全く念頭に置かずに、安直に〇〇医師の指示に  
同調して、〇〇さんと鍼灸師さんに「訪問治療停止」を通告・指示した。

6：この通告・指示は、「訪問当日になって突然に電話で行なう」という、非礼で冷血な  
ものだった。

そこには「これによるストレスで病状悪化させてしまうのではないか」、という当然  
持つべき医療的配慮が欠けるのみならず、社会一般の礼節や常識の感覚すら欠いていた。

7：さらに〇〇さんとの電話やり取りにおいては、「〇〇先生の同意も得ている」という、  
「全く虚偽の説明」まで行なった！！

この電話では「〇〇区の医師会の副会長（会長）」の存在は全く語られていない！

「〇〇区の医師会の副会長（会長）を通じて主治医に連絡を取った」という

「ストーリー」は爪のカケラほども語られていない！

なんというデタラメさだ！

8：「説明」末尾に

また、保護総務課より「はり・きゅう」の施術機関にも架電し、同様に説明した  
ところ、今後は「はり・きゅう治療」を取りやめるとの回答がありました。

とあるが、事実は、針灸治療機関が自主的に考えて「取りやめると回答した」ではなく、  
あくまでも市が「針灸訪問治療の停止を決定した事を通知して従わせた」のであり、

「針灸治療機関が市の説明を受けて訪問取りやめを判断した」かのような誤魔化しは書くべきではない。

とりあえず第2便を終わり、次に移ります。

8/29(火)12:19 ○○ ○○

\* \*\*\*\*\*  
\* ○○（門真市議・○○「○○」） ○○○○○○  
\* ○○HP <http://www.> ○○○○○○  
\* 事務所；大阪府門真市○○○○○○○○○  
\* TEL；○○-○○○○-○○○○ FAX；○○-○○○○-○○○○  
\* \*\*\*\*\*

保護課・保護総務課へ。

<○○さん言い分の市の整理>

① 生活保護課の話と病院から聞いた内容が異なるのか。

<市の回答案>

嘱託医から医師会副会長への連絡をもって主治医へ伝わっていると思い、「はり・きゅうについては、嘱託医から必要がないとの意見が出ており、嘱託医から○○内科にその旨は伝わっているはずである」とCWより回答いたしました。

しかし、実際には副会長から主治医へは伝わっていたか確認しておらず、主治医所属の医師会からへの連絡及び嘱託医と主治医との意見調整について、確認しないまま「はり・きゅう」の往診治療を中止していたことが判明しました。

<○○の指摘>

1：そもそも○○さんは、メールで次のように指摘している。

↓↓↓

すぐに、「生活保護課第○グループ ケースワーカーの○○」さんに電話して確認をしました。

確認したところ、「門真市の嘱託医である○○先生」と線維筋痛症を診て頂いて

いる「〇〇クリニックの先生」同士が話し合ったところ必要なしとなったと言われま  
した。

しかし、私はおかしいと思いました。というのは、「〇〇クリニック」の先生が  
勧めてくれたのと、日本線維筋痛症学会や患者会などで勧めているからです。

〇〇さんに、それはおかしい。「〇〇クリニック」の先生が勧めてくれたので中  
止にするはずがないって事をいいましたが、先生どうして話されたことなのでって言  
われました。

2：■この期に及んで、まだこんなウソで事実を誤魔化すのか！？

「CWが、囑託医から〇〇内科にその旨は伝わっているはずである、と回答した」  
というのは全くの捏造である！

もしもこういう回答をしていたのであれば、〇〇さんの話の流れは、

- ・〇〇先生自身の判断はどうだったのか？
- ・「その旨は伝わっているはずである」とは、いつ、誰が確認したのか？
- ・囑託医は〇〇先生に、どのような方法形式で、どのような内容を伝えたのか？
- ・「伝わっているはずである」というような不確かな話で針灸停止を決めるのは  
不当だ

等々の追及になるはずだが、実際には全くそうっていない。

CWや保護課・保護総務課から〇〇への説明においても、そういう話の流れは全く  
言われていない！

今回の市回答案と〇〇さん主張を比べてみれば、「〇〇さん主張の方が正しい」、  
と判定すべきである。

■①の市回答案は、「CWや保護課・保護総務課の記憶混乱による誤認」として、  
いさぎよく撤回しなさい！

3：①の回答として文章提起してあげると、

↓↓↓

担当CWは、囑託医から医師会副会長への連絡をもって主治医へ伝わっているとの思い  
込みから、さらに「囑託医と主治医が話し合った上で針灸治療の必要なしとなった」  
との思い込みにも進んでしまっていたため、〇〇さんに対してそのような説明で突っ  
ぱねる形になってしまいました。

しかし、実際には副会長から主治医へは伝わっていたか確認しておらず、主治医所属の医師会からへの連絡及び嘱託医と主治医との意見調整について、確認しないまま「はり・きゅう」の往診治療を中止していたことが、議員からの問題指摘（7月〇日）を契機にして判明しました。

また、この誤った説明を保護課・保護総務課内で報告検証する事を怠ったため、課内で誤りに気付かず、〇〇さんに説明訂正をする事もしませんでした。

とりあえず第3便を終わり、次に移ります。

8/29(火)13:01 〇〇 〇〇

\* \*\*\*\*

\* 〇〇（門真市議・〇〇「〇〇」） 〇〇〇〇〇〇

\* 〇〇HP <http://www.> 〇〇〇〇〇〇

\* 事務所；大阪府門真市〇〇〇〇〇〇〇〇

\* TEL；〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX；〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

\* \*\*\*\*

保護課・保護総務課へ。

市回答案の ②③④⑤⑥⑦⑧⑨ の部分は、まあよし、と考えます。  
このままでも結構です。

1便2便3便で指摘した部分をちゃんと直して、早く事態収拾に向かいましょう。

8/29(火)13:08 〇〇 〇〇

\* \*\*\*\*

\* 〇〇（門真市議・〇〇「〇〇」） 〇〇〇〇〇〇

\* 〇〇HP <http://www.> 〇〇〇〇〇〇

\* 事務所；大阪府門真市〇〇〇〇〇〇〇〇

\* TEL；〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX；〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

\* \*\*\*\*